

令和4年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成

環 境 課 長	高 根 浩 司	子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子
商工観光課長	加 瀬 博 久	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	栗 田 茂
教育総務課長	杉 本 芳 正		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは質問席でお願いします。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

早朝より傍聴にお越しいただきました皆様に感謝申し上げます。

さて、長引くコロナ禍により、人々の生活は困難を極めております。オミクロン株、そして、より感染力が強い亜種の感染拡大により、日常生活の活動制限が続いております。一日も早いコロナ禍の収束を願うばかりです。そういった状況が続いておりますが、市民の皆様が暮らしやすい、住んでよかったと思えるまちづくりの一助となれるよう、質問させていただきます。

私からは、4項目について質問させていただきます。

1、未舗装道路の整備についてです。

市内には未舗装道路が多く見られます。特に昭和から平成初期に建設された住宅地、都市

計画区域外にある住宅地に多く見られます。未舗装道路は、田んぼや畑、用水路沿いに多く見られ、夜間の通行の危険性、雨天時ののり面崩壊の危険性などが指摘されています。凹凸が激しいために車で走りづらく、雨が降るとぬかるんでしまい、何日も水たまりが残ってしまう。乾燥している季節には砂ぼこりが舞うために、洗濯物を外へ干せないという声も多数寄せられております。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。未舗装道路がどうして未舗装のままなのか、舗装される要件があるのか、未舗装道路を今後どうされていくのかについて教えてください。

2項目めは、不法投棄ごみ対策についてです。

市内全域において不法投棄されたごみが多く見られます。田んぼのあぜや雑木林、用水路沿いや海岸など、特に交通量が激しい道路沿いでは空きかんやペットボトルの投げ捨て、逆に民家が少なく人の目が届かない場所には白物家電やバイク、ガラ、中身が分からない大きなビニール袋に入ったごみなどが見られます。農家の皆さんが寄せ刈り作業のときにごみ拾いをしたり、区民による年2回のごみゼロ運動、また有志ボランティアの方が住宅地や公園、海岸などで清掃活動をしていただいておりますが、ごみをポイ捨て、不法投棄される量は減りません。善意で行動している方が一部の悪意ある人のために苦勞をしていることは、許されるべきことではありません。

以上を踏まえ、質問させていただきます。不法投棄ごみ対策について教えてください。

3、側溝清掃についてです。

旭市の高齢化率、65歳以上でございますけれども31.1%、2020年であります。着実に高齢化が進んでいます。区の加入世帯数も激減しており、区、組、班単位での側溝清掃を行うことが年々困難になってきています。旭市にある吸引車と洗浄車は取り合いになっており、なかなか予約することができないと耳にしました。

旭市は、未舗装道路が入り組んだ住宅街が多く見受けられます。吸引車や洗浄車が入れない地域の側溝清掃を考える上で、民間業者や請け負ってくれる団体などへの補助も考える必要があるかと思えます。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。旭市の側溝清掃の現状について教えてください。

4項目めは、農業の活性化への取組と観光の多様化についてです。この項目につきまして、2点ほどお聞きいたします。

(1) 有機農業の推進についてお尋ねいたします。

私は有機農業に取り組む農家です。農薬と化学肥料を使わないで野菜を育てています。しかし、有機農産物が一般の農産物と比べて優れているなどとは思っておりません。害虫の被害や病気の被害が大きいので安定的に生産を行うことが難しく、一般農産物よりも単価が高くなる傾向があります。しかし、有機農産物への関心は年々高まっており、学校給食への導入を求める保護者の方や、ベジタリアンの方の人口も、国内において増えています。

日本ではまだまだ認知度が低い有機農産物ですが、ヨーロッパやアメリカでは有機農産物が一般農産物と同等に扱われております。

2006年12月に施行された有機農産物推進法を基として、SDGsを視野に入れた有機農業産地づくり推進事業が、来年度から千葉県でも始まります。有機農業産地づくり推進事業とは、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食での利用など、有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、また物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するものであり、有機農業増進のモデル的先進地区を創出するための県・国の事業です。

本事業の実施主体は市町村等であり、補助率は現在のところ定額となっております。補助の対象は、専門家からの意見の聴取、試行的な取組の実施、団地化、学校給食の利用、量販店での有機コーナー設置等であり、幅広く実施計画の取りまとめをしております。

旭市のこれからの農業、そして全国屈指の農業産出額を誇る旭市にとって、本事業に取り組むことは、農業の幅を広げ、農業後継者を増やし、耕作放棄地の解消の一助になる可能性を秘めていると私は思います。さらには、高品質な日本の農産物を欲しがっている外国への農産物輸出も考えられます。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。旭市における有機農業の現状と現在の取組農家数について教えてください。

(2) としましては、農業を生かした観光の可能性についてお尋ねいたします。

旭市は風光明媚、海と自然に囲まれたすばらしい町です。都内からも近く、成田空港からも至近の距離にあります。

現在、コロナ禍により従来の働き方に大きな変化が起きています。パソコンとインターネット環境があれば場所を選ばず働ける人々が、景色や住みやすさ、趣味に合った場所を全国各地に探し始めています。いわゆるワーケーションです。ワーケーションとは、ワーク（仕

事)、そしてワーケーション(休暇)の造語であり、仕事をしながら趣味や余暇を楽しむという生活様式です。

千葉県でも、ちばワーケーション受入促進事業を来年度より始めます。新たな観光需要であるワーケーションは地域への波及効果が高く、また千葉県は東京近郊にあって温暖、風光明媚であり、ワーケーション誘致を成功させるポテンシャル、可能性を秘めていることから、千葉県ではワーケーションの受入れ環境を整備する地域の取組を支援するとともに、企業と受入れ地域のマッチングを図るための事業を来年度より立ち上げます。本事業は、旭市の活性化とまちづくりを進めていく上で、大きな推進力になると私は考えています。

以上の点を踏まえ質問させていただきます。ワーケーション受入れに対する現在の旭市の取組状況について教えてください。

以上、4項目が1回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(木内欽市) 常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(浪川正彦) 建設課からは、1の(1)未舗装道路の道路整備につきまして、まず、未舗装の道路がどうして未舗装のままなのかということでございます。

こちら未舗装の市道につきまして、舗装要望いただいている路線でありましても、市の舗装要件を満たすことが難しいことで舗装の実施に至っていないものがございます。

続きまして、その要件といたしましては、4メートル以上の幅員を確保すること、側溝の設置ができることなどがございます。

また、今後どうしていくのかというお尋ねでございますが、舗装要件を満たさない未舗装道路の今後の対応といたしましては、事業実施の実現性の高い箇所につきましては、課題解決に向け地元区と協議を図るなどしながら、事業実施に向けてさらに努力してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長(木内欽市) 環境課長。

○環境課長(高根浩司) それでは、私のほうからは、大きな2番の(1)不法投棄のごみ対策についてお答えします。

市では、不法投棄監視員を26名の方に委嘱しており、不法投棄の抑止及び早期発見に向けた定期的なパトロールをお願いしております。不法投棄監視員からご報告いただいた場所や

市民の方からの通報により、不法投棄が多く、またされやすい場所への不法投棄防止警告看板、これらの設置を行っております。また、環境ボランティア団体への補助金の交付及びボランティア用のごみ袋の提供を行うなどの支援も行っております。

ごみの不法投棄防止や、適正な個人の所有地管理に関する啓発につきましては、広報紙や市のホームページへ掲載しているほか、希望する方には不法投棄防止警告看板の配布を行っております。

また、環境美化に対する意識の向上を目的とし、環境衛生大会を開催しているほか、小・中学生への教育及び啓発の一環として3R推進ポスターの募集を行い、ごみの減量化やごみを再資源化することの大切さについても学習していただいております。

続きまして、大きな3番の(1)側溝清掃の現状についてお答えします。

側溝清掃につきましては、地元から事前に実施日と場所について連絡をいただき、回収の日程が他の地区と重複しないよう調整を図りながら実施しております。作業方法につきましては、地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては環境課において回収しております。また、汚泥量の多い箇所につきましては、市から収集運搬業者へ委託しまして回収をしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課からは、大きな4番、農業の活性化への取組と観光の多様化について、(1)番の有機農業の推進についてお答えいたします。

有機農産物として販売する場合、有機JAS認証を取得する必要があります。現状としまして、市内にも取組農家が数軒あるようですが、詳しくは把握できておりません。

なお、2020年農林業センサスの調査結果によりますと、市内の有機農業の経営体数は172経営体となっておりますが、この調査は、有機JASの認証を受けていなくても化学肥料及び農薬を使用していない経営体も軒数に含まれております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは(2)の農業を生かした観光の可能性についてということで、ワーケーション受入れは旭市はどうするのかというご質問でございます。お答えします。

ワーケーション受入促進事業は、千葉県が本年度9月補正予算にて開始、来年度から本格

的に取り組む新規事業でございます。当市においても、市内の宿泊施設に宿泊しながら仕事をし、合間にサーフィンなど海のレジャーを楽しむということで、市内の宿泊施設に確認したところ、こういう事例がありますということでご回答をいただいております。

市といたしましても、新しい観光需要の掘り起こしに結びつくよう、事業内容を研究、検討し、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご答弁をいただきありがとうございます。答弁に対し再質問をさせていただきます。

項目1の未舗装道路の整備について、市内の都市計画区域外には未舗装道路が多く存在していますが、都市計画区域内である干潟学区八軒町地区の道路はいまだに未舗装のままです。長年にわたっての地区の懸案事項であります。また、干潟小学校の児童の主要な通学路となっております。児童の安全確保のためにも早急な対応が必要であると思います。

この未舗装道路について教えてください。これまでの計画と進捗状況について、また今後の舗装の見通しについて教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、干潟小学校区の八軒町区の道路整備につきまして、経過でございますが、平成27年度に地元区長から要望を受けまして、整備が必要と判断されますことから、平成30年度より測量と境界査定に着手したところでございます。

進捗状況でございますが、境界査定はおおむね完了いたしましたでしたが、様々な支障となる物件が存在することから、現在、幅員確保や排水路整備における対応などを検討しているところでございます。

今後の見通しといたしましては、様々な課題がございますことから、一度に全線を整備することはなかなか困難でありますので、区間を区切りまして、事業実施の実現性の高い箇所から、課題解決に当たった上で事業を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。

部分的に工事に着手していただけるとのご回答をいただき、安心いたしました。

当該道路をはじめ旭市内には、道路が未舗装のために日常生活において不便さを感じている市民の方がたくさんいらっしゃいます。また、市道と私道との区別がついていないことで、どうしてあっちの道は舗装されているのにこちらの道は手つかずなんだという、不満を持っている市民の方もたくさんいらっしゃいます。土地の境界や排水路の確保など、クリアしなければならない要件はたくさんあると思いますが、今後も市道の整備を積極的に進めていただけたらと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目2の不法投棄ごみ対策について再質問させていただきます。

国道126号線沿いにあるコメリパワー旭店の南側にある道路沿いに、用水路があります。その用水路沿いにかかなりの量のごみが不法投棄されています。道路沿いには民家が少なく、街灯も少ないため、投棄しやすいものと思われます。黒い大きな袋に入った中身が不明のごみや、スーパーの袋に入ったごみが山積みになっています。ごみの現状から、数年間は放置されたままであると思われます。これらのごみに対してどう対応していくのかを教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

市では、これまで当該箇所の周辺について、道路南側への不法投棄防止看板の設置や道路沿いのごみの回収をしておりますが、いまだ解決には至っておりません。

常世田議員のご指摘のとおり、現状のまま放置しておくことはできない状態にあると思いますので、大利根土地改良区や地元区、地権者など関係者と協議の上、不法投棄防止警告看板を設置するなどの周知や啓発を図りまして、ごみの撤去についても対応を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

当該箇所は、用水路の管理者である大利根用水、そして市の市有地、そして個人と地権が入り組んでおり、対応が難しい箇所であるということが分かりました。そういった状況ですが、ごみの撤去へ向けて前向きに検討していただけるとのご回答をいただき、干潟学区の住民の一人として安心いたしました。

しかし、一旦きれいにしても、ごみを捨てる人は再び不法投棄を繰り返すと思われます。今後は不法投棄されにくい環境を整備していく必要があると思います。ごみのポイ捨てや不

法投棄に対する相談を多くいただいておりますが、車の中から捨てる人のほかに、外国の方が自転車に乗りながらごみを捨てる場面を見た方もおります。私は、海外での農村開発の仕事に携わっていた経験がありますので、外国の方に対する偏見は全くございません。しかし、文化の違いや育ってきた生活環境の違いについては思うところがございます。

今後、不法投棄の抑制のために設置する看板について、日本語だけでなく、例えば中国語、タイ語、ベトナム語を併記した看板を設置していくことも、国際化が進む旭市には必要であると思います。再々質問として、多言語看板の設置についてご対応していただくことは可能でしょうか、ご回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

市においても、英語、中国語、タイ語、ベトナム語などの外国語併記の看板は必要であると考えております。市内に在住する外国人の言語を対象とした不法投棄防止看板や監視カメラの設置など、地元区や関係者と協議の上、効果的な対策を講じたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

旭市内では、ボランティアでごみ拾いを継続的に行っている方がたくさんいらっしゃいます。海岸や道路、川沿いで、毎週、毎日のようにごみ拾いをさせていただいております。先日も、川沿いのガードレールの中に入って何をしているのだろうと思って見ましたところ、男性の方がごみ袋を片手に捨てられたごみを拾ってくれていました。感動しました。自助、共助の気持ちを持った方が市内で日々頑張ってくれています。そういった善意ある市民の皆様のためにも、継続的な不法投棄ごみの対策をお願いいたします。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目3の側溝清掃について再質問させていただきます。

高齢化がますます進んでいく上で、マンパワーでは側溝清掃を継続していくことが年々困難になっていくものと思われます。今後、吸引車と洗浄車の需要がますます高まっていくと思います。そこで、吸引車と洗浄車の現在の台数、価格や能力、出場頻度や回数について教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

現在吸引車は1台ありまして、平成29年3月に買換えしたときの購入価格は約1,200万円でございます。能力は、汚泥の積載容量が2,900リットルで、約2時間の作業で満杯になります。また高圧洗浄車も1台ありまして、吸引車と2台セットで作業を実施しております。高圧洗浄車は平成30年2月に買換えをしております、そのときの購入価格は約1,300万円でございます。水の積載容量については1,800リットルでございます、洗浄時の最高圧力は1平方センチメートル当たり130キログラムでございます。

出場頻度につきましては1週間に2日から3日、回数にすると延べ168回実施しており、区からの要望については現在全て対応できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

吸引車と洗浄車がとても高価なものであることが分かりました。しかしながら、高齢化によりできないものはできません。側溝清掃を怠り、大雨や台風の際に汚れた水があふれ出すことによる健康被害や環境汚染などを勘案いたしますと、無理をしてでも吸引車と洗浄車を増やし、側溝清掃に関わる人員を増やす等のことは必要であるかと思えます。この点についてご意見をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

側溝清掃をしないことにより大雨や台風の際に排水があふれ出す、そういった場所等で、高齢化に伴い側溝清掃の実施が難しい地区につきましては、住民の方々と市で共同作業として実施するようにしております。

なお、ご質問の車両や人員を増やすことは現在難しい状況ではありますので、当面は要望のあった場所の現地確認を行い、作業スケジュールの検討など工夫しながら、地域の要望に応えられるよう対応していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

今すぐには無理でも、いずれ訪れる超高齢化社会のために検討を続けていただきたいと思います。できることなら、その地域にお住まいの若い世代の方が区へ加入し、地域の行事を

受け継いでいく、引き継いでいくことで、自助、共助の助け合い精神で解決していくのがベストであると思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目４の（１）有機農業の推進について再質問をさせていただきます。

旭市において、有機農業に取り組んでいる農家がいらっしゃる事が分かり、心強いです。しかしながら、旭市の農業の問題点として、後継者不足と耕作放棄地の問題が挙げられます。市外から就農者を呼び込むための施策について、また耕作放棄地の現状と解消実績について教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市外からの就農者対策については、国・県の補助事業のほか、施設や機械等の導入、農地の借地料等に対する市単独の補助事業を用意しております。また、令和４年度からは、新たな取組として、市外からの労働力確保、定住促進につながる支援として家賃助成を予定しております。このほか、市のホームページに「旭市で農業を始めませんか」という特設ページを開設したり、都市部での就農相談会などを活用して各種支援情報の発信をしております。

耕作放棄地の面積については、農業委員会が把握している遊休農地の面積で回答させていただきます。令和３０年度末の８１．９ヘクタールに対して、令和２年度末の面積は７９．４ヘクタールとなっております。

耕作放棄地の解消実績については、農地の再生作業を実施する農業者に対し、千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し、農地再生の取組を支援しています。直近３か年の解消実績は、令和元年度が０．７１ヘクタール、令和２年度が２．２ヘクタール、３年度が２．１４ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） ありがとうございます。

私は、耕作放棄地を有機農業推進事業に使うことはできないかと考えています。私の農場では、１０年以上前から農業を学びたいという方の受入れを行っております。将来的には、農村部への移住、定住を目指している方が多いです。移住、定住をし、農業を兼業でやっていきたい方の多くは、有機農業を志しています。

そこで、有機農業に取り組む市営の農場を、耕作放棄地の再利用という視点から設立し、旭市への移住、定住を考えている方の学びの場としたいと考えております。生産物は、学校給食へ提供したり道の駅季楽里で販売したり、そして、市営農場で学んだ方は有機農家として自立、独立していただきます。現段階では夢物語のように聞こえるかもしれません。

再々質問として、このような取組を含め、今後旭市が有機農業に取り組む可能性について教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 全国トップクラスの産地を誇る旭市としまして、SDGsにつながる環境への負荷を低減する有機農業の推進を視野に、県、JAなどの関係機関と連携し、有機農業の取組に有用な情報の収集、国の有機農業の産地づくり推進事業や、他の自治体の先進事例の研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

有機農業の大変さは、実際に携わっている私にはよく分かります。しかしながら、品目によっては栽培しやすい作物があります。学校給食へ有機農産物を導入することについて、保護者の間では年々関心が高まっております。学校給食への有機農産物の導入や、有機農業を学べる環境を市が主体となって整備することは、移住、定住のきっかけの一つとなり、雇用を生み出し、人口流出に歯止めをかけることにもつながる可能性があります。また、例えば、都内の方が海上キャンプ場のコテージへ二、三日宿泊して、農業の体験をしたり、旭市の農と食に触れるような試みも考えられます。

給食の残渣や生ごみ、公園の落ち葉を堆肥化する施設をつくることは、SDGsの視点から有意義な取組でもあると考えます。地産地消の視点からも、ぜひ旭市で継続的に検討を続けていただきたいと思います。

将来的には、旭市の全国トップレベルの様々な農水産物と有機野菜を輸出し、ローマ法王に米を食べさせた石川県羽咋市の職員、高野誠鮮氏がやったような戦略を、米本市長が先頭に立ってトップセールスをしていただき、ローマ法王では二番煎じになってしまいますので、タイ国王に献上し、旭市の名前を世界へととどろかせましょう。回答は結構です。

項目4の（2）農業を生かした観光の可能性について、再質問をさせていただきます。

ワーケーションはまだ始まったばかりの新しい生活様式であり、世の中へ浸透するには時間がかかると思います。しかし、今後この動きは活発になると私は考えます。そこで、ワーケーションのきっかけの一つになるであろう、農業を生かした観光に対する市の考えについてお聞きいたします。

旭市は、都内近郊であり成田空港からも近いため、国内外を問わず多くの観光客を誘致しやすい立地にあると思います。近年観光事業が多様化され、これまで観光地を巡り、温泉に入り、お土産を買って帰るという旅に物足りなさを感じている方や、農業、農村自体に興味を持っている方が増えています。旭市の農業は多岐にわたっており、漁業も盛んです。そういった観光客を迎え入れる受皿としては最適であるとは私は思っております。もったいないと思っています。

そこで質問です。旭市で農業を体験できるような観光の取組としてどういったものがありますでしょうか。また、今後の取組の可能性について教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） まず、旭市で農業を体験できる観光の取組といたしますと、平成28年から日本自動車連盟、通称JAFと申しますが、こちらの千葉支部と連携して実施しておりますメロン狩り、あと旭市都市農漁村交流協議会が行っております、大原幽学ゆかりの水田での米づくり体験などがございます。これらのイベントは事前の申込みが必要となりますが、毎年好評を得ておる状況でございます。

また、市内では農業体験のできる施設が幾つかございます。市で把握している範囲で申し上げます、イチゴ狩りができる施設が5件、サンチュの摘み取りとバーベキューができる施設が1件、ミニトマト収穫体験ができる施設が1件、鉢花の寄せ植えやランの仕上げなど花卉関係の体験ができる施設が2件でございます。

市といたしましては、これら施設を積極的にPRしておりますが、今後は関係機関と協力しながら情報の共有と収集を行いまして、さらに多くの施設に観光面でご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

農業体験をすることを目的とした余暇の過ごし方として、グリーンツーリズムやアグリッ

ーリズムなどがありますが、これらは欧米では既に一般的であり、農村へ移住、定住する人のきっかけとなっております。

ワーケーションの拠点づくりを模索している企業が全国にはたくさんあります。まずは、会社の担当者や興味を持っている方に、これらツーリズムを通して旭市の住みやすさを体験していただき、ワーケーション、そして移住、定住へと結びつけていってほしいと思います。

また、定年退職された方々が、これから何をしていきたいかという質問調査に対し、田舎暮らしをしながら、または田舎に別荘を持ちながら、農業に取り組みたいと回答する方がとても多いそうです。旭市の農業後継者問題、農業従事者の減少問題に対し、新たな人材確保の可能性、農業と観光の新たな可能性へとつながるものと思っております。引き続きご検討いただきたいと思います。

項目4につきまして答弁をいただいた内容から、旭市が農業政策、観光対策に力を入れていることが分かり、大変うれしく思います。しかしながら、農業従事者の減少は高齢化による自然減のために歯止めがかかりません。新規就農者に対する支援や補助は大変ありがたいのですが、親元にて就農した若手農業者に対する市独自の支援や援助、補助金の増額、補助期間の延長なども手厚くしていただきたいです。

また、10アール未満の狭い田んぼや畑の耕作放棄が年々増加傾向にあることも大きな問題であり、市独自の農業政策を新たに設けて、小規模耕作地の有効活用、そして中小規模農家への支援や対策も重ねてお願いいたします。回答は結構です。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。訂正をさせていただきます。

再質問のほうでの有機農業の推進の回答の中で、耕作放棄地の面積につきまして、令和30年度と申しましたが、平成30年度の間違いです。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（木内欽市） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

(13番 宮内 保 登壇)

○13番(宮内 保) おはようございます。議席番号13番、宮内保でございます。

令和4年第1回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は4項目、6点について質問させていただきます。

1項目めは、ヤングケアラーについてお伺いいたします。

家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーへの問題が新聞やテレビなどで報道されております。そのような中、政府は、2022年度から3年間で集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業を創設し、これらの関連経費を22年度の予算案に盛り込むことであります。そして、当事者の一人ひとりに支援の手が行き届くようになるということです。

それでは、(1)として、ヤングケアラーと思われる子どもが旭市に何名おられるのか、お伺いいたします。(2)として、今後ヤングケアラーに対する取組と対策についてお伺いいたします。

大きい2項目めは、洋上発電についてお伺いいたします。

銚子沖で計画されていた洋上風力発電施設の事業者が、昨年12月24日に経済産業省と国土交通省から発表があり、公募していた事業者に三菱商事など3社で構成する共同企業体の千葉銚子オフショアウインドに決定されました。運転開始予定は2028年9月とのことであります。共同事業体には、三菱商事と中部電力関係のシーテックが加わって、海底に固定する着床式の風車31基を設置する計画で、総出力数が約39万キロワット、約25万世帯分の電力を賄えるとのことであります。

それでは、今後、旭市沖の九十九里浜の洋上発電などについての2点についてお伺いいたします。

まず、(1)として、旭市沖の洋上風力発電の取組については、昨年の議会の答弁では、再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととされており、促進区域の指定に当たっては地元関係者との調整が必要であるとのことを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進区域を指定することとなっていると答弁がありました。それでは、具体的にどのような取組をしているのかお伺いいたします。

(2)として、基金拠出金についてお伺いいたします。漁業との関連では、市や漁協が県

や市などによる３基金に合計118億円の支出を要望していましたが、事業者の三菱商事岩崎社長は全額支出を明言しております。旭市として、銚子沖には銚子漁協と海匠漁協との共同漁業区域があり、旭市にも発電事業者よりの抛出金があるものと考えます。どのくらいの金額の抛出金が出るものなのかお伺いいたします。

３項目めは、新規就農についての支援事業についての見直しについてお伺いいたします。

農水省が検討している、2022年度からの新規就農支援事業見直しの概要が判明しました。新規就農者による機械や施設などの導入を補助する事業を新設し、補助対象事業費は最大で1,000万円で、県が補助した分の２倍を国が補助する方向で、一方これとは別に、全額国費で、新規事業者に月12万5,000円を最長３年間交付する事業などを用意する方針とのことですが、旭市においては今年度何名が新規就農したのか、また直近の３年間の新規就農者は何名だったのか、そしてこのような支援事業を何名くらいが利用したのかお伺いいたします。

続きまして、４項目めは、豚熱の発生について、感染防止対策についてお伺いいたします。

県は昨年12月25日に、豚熱が発生した宮城県の養豚農場から豚などの移動が確認された県内４市町６農場の豚、計192頭を殺処分するとの発表がありました。農場と殺処分対象頭数の内訳は、横芝光町が68頭、東庄町が55頭、市原市が34頭、君津市が25頭、そして旭市は10頭。殺処分は各農場で行われたとのことですが、旭市ではどのように防疫処分や消毒作業が実施されたのか、お伺いいたします。

以上、４項目６点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１０分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、大きな１番、（１）ヤングケアラーの現状についてお答えいたします。

市では、お子さんや子育て家庭の相談業務を行っている家庭児童相談室に加え、虐待を受けている子どもをはじめ、支援を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、警察署、医療機関、保健所、教育委員会などの関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置しており、支援対策を協議しております。その個々のケースを、それぞれヤングケアラーではないかという視点でアセスメントした場合、ヤングケアラーの定義に僅かでも該当するかもしれない児童は2名程度でございます。

続きまして、（２）ヤングケアラーに対する対策についてお答えいたします。

現在は、ヤングケアラーに限定した取組は行っておりませんが、様々な相談ケースについて、ヤングケアラーではないかという観点から、家族の要介護者の有無やその支援状況、子どもの学校の出欠状況などの家族全体の状況を関係機関との情報共有に努め、必要な介護保険サービス、障害福祉サービスなどの支援につなげているところでございます。

今後も、子どもたちが子どもらしい生活ができるよう、細やかな支援に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私のほうからは、大きな1の（２）ヤングケアラーに対する対策についてのうち、小・中学校でのヤングケアラーに対する取組と対策についてご回答いたします。

学校の教職員は児童・生徒と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に発見し、福祉などの適切な支援につなぐことが期待されております。現在小・中学校では、日頃の様子や個人面談、保護者面談、生活状況アンケート等から早期発見に努めているところでございます。また、少しでも気になる児童・生徒がいた場合は、スクールカウンセラー等を交えてのケース会議により対応を検討しているところでございます。

今後は、校内研修会などにより、教職員のヤングケアラーに対する理解を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは大きな2項目め、洋上風力発電についてお答えいたします。

まず、（１）の旭市の洋上風力発電の取組についてですけれども、旭市沖の洋上風力発電事業の実施につきましては、地元の海匠漁協の意向を最優先に、意思疎通を図りながら、今後の方針について検討しているところです。しかしながら、漁協全体の合意形成が必要と思われるので、それらの準備が整った際には、国に対して情報提供を行っていきたいと考えております。

次に（２）の基金拠出金についてです。議員おっしゃっていたように、銚子沖では、選定された発電事業者に対し、漁業振興のため総額118億円が拠出されることとなっております。この内訳ですけれども、銚子・旭両市が漁業振興などを目的に設ける基金に計100億円、漁業調査に関する銚子市の基金に３億円、千葉県漁業振興基金に15億円となっております。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課からは、大きな３、新規就農者について、（１）新規就農支援事業の見直しについてお答えいたします。

市内における直近３か年の新規就農者数ですが、令和元年度が11名、２年度が17名、３年度が９名で、合計37名となっております。国の農業次世代人材投資事業については、独立・自営就農であることや青年等就農計画の認定を受けている等の要件があり、令和３年度時点で支援を受けている新規就農者は４名となっております。

続きまして、大きな４番の豚熱の発生について、（１）豚熱の感染予防対策についてお答えいたします。

県内での発生ではありませんが、宮城県の豚熱発生農場から県内の農場への豚等の移動が確認されたことを受け、県は千葉県豚熱対策本部を設置し、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、疑似患畜として殺処分を行うことを決定し、防疫作業が行われました。防疫作業は、処分対象の頭数が少なかったこともあり、発生が確認された翌日には農場の消毒作業が終了し、防疫作業が完了しております。

なお県内では、豚熱ワクチンを豚へ接種しておりますので、移動制限区域、搬出制限区域の設定や消毒ポイントの設置などはございませんでした。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保護員。

○１３番（宮内 保） それでは、（１）ヤングケアラーの現状について再質問をいたします。

旭市では、ヤングケアラーと思われる児童は２名程度ということでありました。昨年４月に公表されました国による初の全国調査では、中学生の5.7%、全日制高校２年生の4.1%が、

世話をする家族がいると答え、その頻度は、ほぼ毎日が5割弱、平日1日に約4時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになりました。

本市の場合、どのような現状なのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

国において昨年、実態調査の状況が初めて公表されたところでございます。この調査は抽出による調査であったために、本市は対象ではございませんでした。そのため、現状がどのような実態であるかは、正確には把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

それでは続きまして、家族の世話が手伝いの範囲を越えれば、学業や健康、友人関係、将来の進路、特に高校の進学にも影響を及ぼしかねないと考えます。そこで、本市においてもそのような実態があるのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 学業や進路に影響を与えているような実態はあるかについて、ご回答いたします。

現在、小・中学校では、日常的な家事や家族の世話により、学業や健康また友人関係などに影響を及ぼしていると思われる児童・生徒については、把握できておりません。

今後、該当すると思われる児童・生徒がいた場合は、関係各課とともに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。該当すると思われる児童・生徒がいた場合は、早急に対応していただきたいと思います。

それでは、（2）のヤングケアラーに対する取組について再質問をいたします。

各自治体の取組を支援する新規事業では、ヤングケアラーの実態調査や福祉、介護、教育などの関係機関職員に向けた研修を実施する自治体に対し、費用の半分を補助する財政支援

を行うとのことでありますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

厚生労働省において、来年度から新たにヤングケアラー支援対策強化事業として、実態調査や福祉、介護、教育などの関係職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施する自治体に対して財政支援がありますが、現在、国からの正式な通知は発出されていない状況でございます。

今後は、国や県の動向、近隣市等地域の状況を注視しつつ、ニーズ把握に努め、今後の補助事業の活用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、今年の1月に、家族の介護や幼い兄弟の世話を日常的にする子ども、ヤングケアラーをテーマにしたシンポジウムが流山市で開かれて、声を上げづらい子どもたちに対し、東葛地域の子ども食堂関係者の皆さんは、日頃の活動を通し、寄り添い、また関係機関と民間支援団体などをつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営支援などに対し、国が費用の3分の2を負担することでありましたが、市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

先ほどの回答と同様になりますが、国から正式な通知が発出されていない状況でございますが、市といたしましては、要保護児童対策地域協議会などの現存する組織の構成団体に、民間の海匠ネットワークも参加していただいております、良好な支援体制が整っております。

当面は現体制で運用しながら、国や県の動向、近隣市等地域の状況を注視しつつ、ニーズ把握に努め、今後の補助事業の活用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 同じような質問でしたが、答弁ありがとうございました。

それでは、2月10日に船橋市の2022年度の当初予算案の発表がありました。その中で、家族の世話に追われる子ども、ヤングケアラーの実態把握へ5万人規模の直接調査に乗り出し、子どもの貧困対策や学習支援も強化し、本来大人がすべき家事や介護を日常的に行い、学習もままならないヤングケアラーの実態調査は、市立校の小学4年から中学3年生の全員と、私立も含む市内の高校生全員が対象で、445万円の予算をつけ、オンラインで子どもが直接回答できる仕組みを用意し、支援の構築につなげるとのことです。

このような船橋市の取組に対し、旭市はどのように考えているのか伺います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 本市において今後実態調査等を行う際には、船橋市等の先進事例を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ぜひ先進事例を参考にして、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして旭市の洋上風力発電の取組について、再質問をさせていただきます。漁協全体の合意形成が大事だと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

銚子市においては、洋上風力発電推進のために銚子の市役所、漁協、商工会議所の3団体で協議会を組織して、市役所の指導の下に誘致活動を行ったと聞いております。旭市としてどのように誘致活動に取り組むのか伺います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 具体的な誘致活動というのは現在は行っておりませんが、再生可能エネルギーの利活用が期待されている今般、海洋の風力に恵まれている本市においても、洋上風力発電の促進区域の指定に向けた検討を進めていく必要はあると考えております。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 誘致活動はしていないということですが、有望な区域の指定、そして促進区域の指定に向けて検討していただきたいと思います。

いすみ市沖は有望な区域として選定され、そのほかにも九十九里沖なども、促進区域の指定のために各漁協と市役所が協議会を組織して、誘致のために取り組んでいるようですが、進捗状況はどうか伺います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 洋上風力発電の導入によりまして、将来的な産業振興や地域振興につながることを期待されております。風車の基礎部分が人工の魚礁となり、新たな漁場の創出も期待できるというメリットもあります。しかしながら、過去に前例も少ないので、不確実性も大きいところでございます。

銚子市沖や、有望な区域として選定されているいすみ市沖での動きを踏まえながら、今後は海匠漁協や商工会等の関係団体と協議会の設置について検討するなど、導入促進について協議をしてまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、続きまして（2）基金拠出金について再質問をいたします。

拠出の内訳は、銚子市・旭市の両市に漁業振興ということで100億円、そして漁業調査のために銚子市に3億円、千葉県漁業振興基金に15億円とのことでありました。それでは、海匠漁協の旭市にも大きな金額の拠出金が出るとのことでありますが、この基金はどのように管理され、どのように利用されていくものなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今後、市において基金を設立し、漁業振興のために活用することとしております。具体的な拠出の時期あるいは用途につきましては、昨年12月に選定された発電事業者や海匠漁協との調整を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 大きな金額の拠出金でありますので、どうかよろしく有効に使っていただきたいと思います。

それでは、続きまして、高さ250メートルに及ぶ巨大な風車が31基建設されるとのことで、銚子市が実質的に受け取る固定資産税は20年間で45億円とのことでありますが、銚子漁協と海匠漁協との共同漁業区域があるとのことであります。旭市の土地というか海域はあるのか、固定資産税は入るのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 一般海域におけます自治体間の境界、こちらが明確でないということから、今後銚子市との間で境界確定の手続きをすることとなっております。

今後、境界が確定し、本市の区域に風車が建設された場合には、固定資産税が課税されることとなります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 大変難しいとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、経済産業省、国土交通省は、秋田県、千葉県沖の計3海域の発電事業者として、いずれも三菱商事を中核とする企業連合を選びました。発電費用の圧倒的な入札価格で、他の陣営よりも最大14円近くの安さが決め手とのことでした。今後、銚子沖に決定した事業者として、旭市沖にもスケールメリットとして規模拡大を考えるとと思いますが、事業者との話合いが行われたものなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 銚子から外房地域での洋上風力発電のポテンシャルは全国的にも高いことから、旭市沖においても発電事業者の関心はかなりございます。既に市内に風況調査のための観測塔を建設した事業者もございます。

事業者とは、旭市沖における規模拡大についての具体的な話合いは行われておりません。旭市沖への規模拡大の際には、事業を通じて漁業や観光の振興、雇用の確保、自然環境の保全等の地域振興に協力を求めていると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、大きな3項目めの新規就農について、（1）新規就農支援事業の見直しについて再質問をいたします。

直近の3年間の新規就農者数はよく分かりました。

それでは、検討する新事業は、新規参入者のほか、親元就農し5年以内に経営を継承した者が対象で、機械や施設、家畜の導入、果樹やお茶の改植、リース料などを県が補助した場合に、国がその2倍を補助する、国の補助は補助対象事業費の半額までとなるとのことですが、それでは、ここ5年以内に新規就農した、今まで支援事業に該当しなかった就農者は利

用できるものなのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 見直し後の詳細な要件につきましては、まだ国から示されておりませんので、現在分かっている情報としてご回答いたします。

令和４年度からの事業見直しの対象者につきましては、令和４年度以降に経営を開始する就農者が対象となると聞いております。今後も引き続き、新規就農者の確保と支援に向け、国・県の情報収集に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○１３番（宮内 保） ありがとうございます。令和４年度以降に経営を開始する就農者が対象とのことでした。よく分かりました。

それでは、全額国費による資金交付事業も用意するようですが、新規参入者のほか、親元就農から５年以内に経営を継承し、新規作物の導入などに取り組む者が対象で、月１２万５,０００円を最長３年間交付するため、交付額は最大４５０万円。この交付措置を活用する場合、機械や施設などの導入を支援する新事業の補助対象事業費の上限は５００万円となるとのことですが、この資金交付事業は、以前の交付事業と変わらないように思われますが、前年度の交付事業との違いをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず見直し前の事業ですが、経営開始の早期の経営確立支援を目的に、新規就農者や親の経営に従事してから５年以内に経営を継承した農業者などを対象にするもので、経営開始１年から３年目は年間１５０万円、経営開始４年から５年目は年間１２０万円を支援する内容となっております。

見直し後は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、支援の内容が見直されました。具体的には、年間１５０万円を最長３年間支援する経営開始資金と、機械・施設の整備、家畜の導入等に対し上限７５０万円の補助を行う経営発展支援事業があります。なお、両方の事業を重複して受けることができますが、経営開始資金の支援を受ける場合は、機械・施設の整備等に対する経営発展支援事業の補助は、上限３７５万円となります。

国の補助の負担割合につきましては、経営開始資金は全額国費、経営発展支援事業は事業費に対し国が２分の１、県が４分の１を負担することになります。また、これらの支援を受

けるには、見直し前と同様に、独立自営就農であることや、50歳未満の認定新規就農者などの要件を満たす必要があります。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 詳しく回答いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、新規就農支援事業について質問しましたが、なかなか理解しにくい部分やいろいろと制約などもあり難しい面も多々あるようですが、新規就農者に対しましてどのように周知、指導していくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市では、毎年新規就農者の把握に努め、羽ばたくルーキー農業者激励会を開催し、市長からの激励のほか、各種補助事業等の説明を行うとともに、県の農業事務所やちばみどり農協と連携し、協力体制を構築しております。

また、新規就農者の確保と支援に向け、工夫したホームページづくりに努めており、県・国・市の補助事業の内容が容易に閲覧できるなど、新規就農者に寄り添った情報発信をしています。

市単独の事業としては、国の事業では対象とならない親元就農や、雇用就農を支援するための各種事業を実施しております。具体的には、令和2年度から親元就農者に対して年間20万円を最長5年間支給する親元就農チャレンジ支援金を開始したほか、農業用機械の取得や農地の賃借、研修会参加に係る経費の支援など様々なメニューを用意して、新規就農者の応援をしています。

また、令和4年度からは、雇用就農者を対象に最長3年間、家賃を月額上限5万円助成する転入者農業チャレンジ支援金の実施を予定しております。これらの市独自の支援により、農業労働力や後継者の確保、担い手の育成、ひいては定住人口の増加につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 県・国の補助事業のほかに市独自の支援もあるとのこと、新規就農者に寄り添った情報配信のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、大きい4項目めの豚熱の発生について、（1）の感染防止対策につ

いて再質問をいたします。

今回の豚熱の発生では、県内や旭市では豚熱ワクチンの接種が済んでいるとのことから、移動制限や搬出制限区域の消毒ポイントは設定しないとのことでした。それでは、旭市の豚熱ワクチンの接種はどのように行われているのか。また、ワクチンに対する補助金などはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 豚熱ワクチンの接種につきましては、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針でワクチンの用法、用量が定められており、これに従い接種を実施しております。接種は、6か月程度で出荷される豚は生後1回の接種で済みますが、6か月以上飼育する繁殖用の豚などは、1回目の接種後6か月後に2回目を接種し、その後は1年ごとに接種することになります。

ワクチン接種に対する補助金につきましては、旭市家畜防疫協会を通じて接種頭数に応じて交付しており、令和3年度は1頭当たり50円の補助を予定しております。令和4年度は、昨年11月に接種方法が見直され、従来の県の家畜防疫員による接種に加え、認定獣医師でも接種が可能になりました。そのため、新たに認定獣医師の接種に対する補助を設定し、1頭当たり25円以内、県の家畜防疫員による接種の場合は、これまでどおり1頭50円以内での補助を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 詳しくご答弁いただきまして、よく理解できました。

それでは、豚熱の発生源として野生イノシシの豚舎への侵入対策として、各豚舎へのフェンスや柵の設置が各農場で行われているようですが、どの程度まで設置されているのか。また設置に対する補助金はどのように利用されているのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 野生動物の侵入防止対策につきましては、家畜伝染病予防法で生産者が守るべき基準として飼養衛生管理基準に定められており、各農場でフェンスや柵の設置が進んでおります。市内の農場での設置状況は、本年1月末現在でおよそ88%が設置しており、そのうちおよそ66%が令和元年度の国の緊急支援事業で設置をしております。

現在も国の補助事業がございますが、新たな農場に防護柵を設置する場合が対象で、今ある農場への設置は対象外となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 補助金、設置状況についてはよく分かりました。

それでは、感染防止対策として、豚熱の感染源の野生イノシシの捕獲が行われていると思いますが、近年の捕獲状況をお伺いいたします。また、農林水産省は野生イノシシの豚熱対策と位置づける経口ワクチンの散布について新たな方針をまとめ、近畿や東北など陽性イノシシの割合が高く、感染地域の周辺部への散布を増やし、封じ込めるのが狙いとのことですが、千葉県では行う予定はないのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 野生イノシシは豚熱ウイルスを拡散させる要因になっているほか、農作物にも被害を及ぼしているため、市の有害鳥獣駆除事業として地元猟友会に業務委託し、捕獲を進めております。

近年3年間の捕獲頭数は、令和元年度は9頭、2年度は12頭、3年度は1月末現在3頭となっております。また県でも、令和元年度から旭市、銚子市、成田市、香取市、印西市、東庄町を捕獲重点エリアに定め、捕獲作業を実施しており、市内での捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度は4頭、2年度が12頭、3年度は4頭となっております。

経口ワクチンの散布につきましては、豚熱の陽性の野生イノシシが県内では確認されていないことに加え、散布により野生イノシシを呼び寄せてしまうおそれがあるため、散布場所の所有者の理解が得られにくいこともあり、県内では実施されておられません。

以上であります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可が下りましたので、

通告に従い一般質問を始めます。

本日3月8日は国際女性デーです。女性の政治参加と平等のための日として制定された日に、この議会で一般質問ができることを大変光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

今回は大きく三つの項目について質問いたします。

1、病児保育事業の現状と今後の運営について。

本市においては、海上保育所と干潟保育所において病後児対応型、鶴巻保育園とあさひこひつじ幼稚園においては体調不良児対応型の、病児保育事業を運営されていると認識しております。

まず、（１）近年の利用状況についてです。

現在、病後児対応型保育を行っている二つの保育所の利用状況について、実利用者数を事前にお聞きしたところ、干潟保育所では令和元年度が7人、令和2年度が1人、令和3年度が今年1月末までに2人、海上保育所では令和2年度がゼロ人、令和3年度は同じく今年1月末までに5人の方が利用されたということでした。海上保育所については令和2年度から事業が新たにスタートしたことや、新型コロナウイルスの影響で、特に昨年度は利用控えがあったことも考えられますが、近年の実利用者人数や利用登録人数は当初の見込みに比べてどうだったのか、お尋ねいたします。

次に、（２）周知の方法についてです。

病児保育事業は、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の大きく3種類ですが、本市で行っているのは病後児対応型と体調不良児対応型、この二つのみかと思います。市の公式ホームページや冊子等で病児保育事業の案内がありますが、各実施園が3種類のうちの対応型を行っているのか分かりづらかったり、本市では実施していない病児対応型と誤認される表現が案内に載っている場合があります。

また、ウェブ検索で、千葉県病児保育と検索を入れると、県のホームページで各市町村の病児保育事業一覧を見ることができますが、旭市の欄を見ますと、本市子育て支援課が管轄でない、広く一般に市民が利用できない病児保育施設が出てきたりと、誤解を生む情報が出てしまっています。それらの周知の内容について、対応を今後改善いただけるのかお尋ねいたします。

続いて、（３）利用促進について。

病児保育事業については、利用手順が煩雑であることが課題の一つであると考えます。実

際に私も、病後児保育を利用できるか電話にて問合せをしたことがあります。時間が平日の日中に限られている上に、担当者がそのときは不在等でスムーズにできなかった経験がございます。千葉県内では、印西市などでウェブ予約システム「あずかるこちゃん」を導入している事例があります。このようなシステム導入をすることにより、スマートフォンで24時間簡単に事前予約ができ、利便性と利用促進につながると考えますが、いかがでしょうか、市の見解を求めます。

次に、大きな項目の二つ目に移ります。

2、小・中学校のタブレット学習の運用について。

(1) 運用スケジュールについて。

現在、市内各小・中学校ではタブレット学習が始まっているかと思いますが、タブレット導入開始時から現在までにどのような運用の流れになっているか、オンライン学習についても含めて活用状況の進捗を教えてください。

(2) 今後のタブレット学習の具体的な運用の仕方について。

今後、さらにどのようなことをタブレットを利用して行っていくのか、お尋ねいたします。

最後に、大きな項目3、女性が働きやすい職場環境について。

本市では、平成30年度に第2次旭市男女共同参画計画を策定しており、計画期間を平成31年度から令和5年度までとする中で、市職員の女性管理職の割合目標を30%としているものと認識しております。

そこで、(1) 現在、本市女性管理職の割合をお尋ねいたします。また、離職率について男女の差があるのか、併せてお尋ねいたします。

次に、(2) 今後の取組について。管理職昇任選考試験についてどのように行われているか。今後の取組についても教えてください。

以上、3項目について、再質問は質問席で行います。

何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大きな1番の（1）近年の利用状況についてお答えいたします。

病児保育自体の計画数値をお示ししたものはございませんが、海上保育所で令和2年度と令和3年度の利用見込みは、当初予算で両年度とも40名を見込んでおります。利用見込みと比較しての評価につきまして、令和2年度については5月に事業を開始して間もないという状況もあり、利用登録はしていただいておりますが、実際に利用した方はございませんでした。また、令和3年度についても、利用見込みと比較した場合には利用が少ない状況です。

干潟保育所につきましては、見込み人数は特に設定しておりません。

次に、（2）周知の方法についてお答えいたします。

現在、案内チラシ等で周知をしているところでございますが、一部子育てガイド等、病児保育事業の案内ページにおきまして事業類型の記載がございましたので、こちらは速やかに明記し、あわせてホームページ等についても、利用方法がより分かりやすくなるように内容を改善してまいります。

次に、県ホームページの記載内容の改善につきましても、既に県担当課に連絡をしており、誤認等が生じることのないよう改善をお願いしているところでございます。

次に（3）利用促進についてお答えいたします。

あずかるこちゃんの導入についてでございますが、本市におきましては、海上保育所も令和2年5月に事業をスタートしたばかりで、当面は現状の書面での手続きを継続し、まずは周知活動に力を入れて事業の認知度向上に努め、登録者数の増加につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、大きな2の（1）（2）についてご回答いたします。

まず、（1）運用スケジュールについてでございますが、市では、令和3年5月に全児童・生徒へタブレットを配布し、準備の整った学校から、授業や朝の会、また学校行事など様々な場面での活用を進めております。また、9月より家庭へ持ち帰り、オフラインによるドリル学習も実施しております。

令和4年度から全ての学校でオンライン授業が実施できるように、12月より通信環境の設備を進め、学校ごとの接続試験を先月2月には終了したところでございます。接続試験では、Wi-Fi環境が未整備の家庭にモバイルルーターを無料で貸し出し、インターネットによる調べ学習やドリル学習が進められる環境の必要性を理解してもらう機会となりました。

また、臨時休業等でのオンライン授業の状況でございますが、準備の整った学校から、オンライン授業実施に当たってのガイドラインに基づき試験的に取り入れている段階でございます。実施状況としては、2月末現在7校でオンライン授業を実施したところでございます。

続きまして、(2)今後の具体的な運用の仕方についてです。

小・中学校では、タブレットなどのICT機器を活用した様々な事業を実践しているところでございます。具体的には、社会の学習で、安全マップをつくるためにタブレットで写真を撮って情報を集め、グループで一つのデータに情報をまとめています。音楽では、リズムに合わせた和音を考え、繰り返し聞きながら伴奏を作り上げるときに活用しています。体育では、マット運動の学習で、自分や友達の動画を見て上達するための意見を出し合っております。教育委員会では、ICT教育に関するポータルサイトを作成し、授業の実践例や研修資料を紹介するなどして、教職員のスキルの向上に努めております。

今後の取組としては、授業の中での利用度をさらに高め、効果的な活用法を各校で研究していきたいと思います。また、各校の体育館でのWi-Fi環境を整備していますので、行事などでタブレットを活用していきたいと思います。さらに、家庭へタブレットを持ち帰り、ドリル教材に取り組んだり調べ学習をしたりと、自主学習に活用できるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、3の(1)の本市の女性管理職の割合、離職率の男女差についてお答えいたします。

市では、課長、副課長、そして班長職などの副主幹を管理職としておりまして、女性の割合は、令和3年4月1日現在で23.7%となっております。

また、職員の離職率ということですが、一般的に公務員の離職率自体が公表されているものはございませんので、過去5年間で退職しました職員数の男女差ということで申し上げます。定年前に自己都合で退職した職員は30人おります。女性は15人、男性は15人で差はございません。

続きまして、(2)の今後の取組についてで、管理職昇任試験については、市職員の昇任の選考に関する規定に基づきまして実施要領を定めまして、男女を問わず、一定の勤続年数を経過した職員を対象として実施しております。管理職を希望していない職員が受験していることも想定されますことから、来年度からは本人の意思を尊重すること。さらに、上司からも管理職として期待、またはふさわしいと思われる職員を推薦していただくことを考えております。また、若いときから管理職としての意識を醸成するため、受験対象者の職員についても、現在の主査級から副主査級に見直すことを検討しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは順番に再質問いたします。

項目1の病児保育事業について、(1)の再質問です。

現在の利用者数についてどのように考えていらっしゃるか分かりました。では、先日、パブリックコメントが実施されておりました令和4年3月の保育所再編計画案がございますが、その中の15ページ、海上保育所について触れている部分に、病児保育を充実させていく予定ですといった表現がございました。具体的にどう充実させていく予定であるのか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 病児保育事業の類型にあつては、現在と同じく通常の保育所運営と併せた形で、病後児対応型の事業の継続を予定しております。その中で、充実させていくという点につきましては、事業のPRを図りながら登録者数の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。では、今後より一層充実させていくためにPRをとということだったので、周知についての質問で再質問をさせていただきます。

1回目の質問でも述べたとおり、病児保育については種類が三つあり、どんなときに利用できるのかが分かりづらい、また利用する際の手順についても分かりづらいと感じます。そこで、病児保育事業について説明動画を作成したり、分かりやすい図やイラストでの解説を

公式ホームページや冊子でもっと紹介できないか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 病児保育専門の利用案内チラシも現在別途作成して、啓発に努めているところでございます。現在は、いずれも紙面が主体の方法で行っているところです。市のホームページ、子育て支援サイトにつきましても、利用される方の立場に寄り添って、できることから速やかに分かりやすいよう、改善に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしく願いいたします。

再々質問になりますが、保育所等にこれからお子さんを預けることを検討中の保護者の方へ、保育所選びの観点からも周知を広げることが必要と思います。近年、子どもの出生数は減っていますが、共働き世帯が増えていることから、ゼロ歳から2歳のうちに保育所等へ入所されるお子さんは年々増加傾向という、本市のデータを拝見いたしました。年齢が早いうちの入所は、病気等で通常の保育を受けられない日数が特に多いということは、私も経験しております。こういったことを、特に初めてのお子さんを入所させる保護者の方ですと、経験していないので、心構えができていないことも多いと思います。

3歳までは、定期健診などで行政とつながる機会も多いと思いますが、そういった様々なタイミングで、入所検討段階のうちに病児保育についてお知らせを入れたりということを現在されているのか。また、今回新規事業として予算にもあります情報発信ツール、公式LINEアカウントで病児保育事業についての情報発信も含めて、積極的にやっていただける予定なのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、市の健診時等で病児保育についての周知はしておりますが、保育所の入所相談にいらっしゃった際に、教育・保育施設のご案内という冊子をお渡ししております。その中で海上保育所と干潟保育所は、病児保育を実施している旨は記載しているところでございます。

また、各保育所の入所説明会のときにも、病児保育事業のご案内、病後児対応型というチ

ラシを配布いたしまして、利用方法等の周知に努めております。

次に、旭市公式LINEでの発信内容につきましては、今後詳細を決定していく中で、病児保育事業を含め、子育て世帯にとって有益な情報が発信できるよう進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしく願いいたします。

公式LINEアカウントは、知りたい情報に行き着きやすく、登録してよかったなと思ってくださるような発信をお願いしたいと思います。

では（3）の利用促進について。1回目の質問では、あずかるこちゃんという予約システムを事例に挙げさせていただきましたが、あずかるこちゃんに限ったわけではなく、少しでも利用の手間やハードルが下げられる取組をしていただきたいなと思います。

（3）の再質問として、保育ニーズにさらに寄り添うためにも、今後市内の全ての保護者が利用可能な病児対応型や訪問型病児保育の導入はできないか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） では、まず訪問型保育事業の実施についてでございますが、こちら事業者側の状況もございますので、先進市等の状況を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

また、病児対応型、病気中の子どもさんの保育事業につきましても、他市の状況を見ますと、具合の悪い子を預かりますので、保育所併設型ではなく、多くは医師が常駐する医療施設併設型で事業を実施しております。今後、病児保育事業を受け入れてくれるか、小児科中心に市内医療機関に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

市で平成31年に集計された子育て世代向けのアンケートに、母親が子どもの病気やけがで1年間に10日以上仕事を休んだと答えた方が、4割いらっしゃる結果となっています。子どもの具合が悪いときは母親が見るのが常、お母さんだからこそそうしてあげたいと思うのは自然なこととは思いますが、しかしながら、何日も何回もそれが続くのは、働く上で精神的に

とてもつらいことです。急なお休みにも対応しやすい仕事を自然と選ぶようになり、キャリアを諦めざるを得ない場面が、子育てを担う女性ほど多いのが現状です。

また、ひとり親で、自分1人が家計を担わないといけないような保護者の場合は、もちろん仕事もあって、サポートが充実したまちに引っ越すということも考えられるのではないかと思います。共働き核家族世帯が増えている実情に合わせたサポートは、もちろん病児保育だけに限らないとは思いますが、子育ての比重を多く背負いがちな女性の生きる選択肢を増やしていくための一つとして、検討していただけたらと思います。答弁は結構です。ありがとうございます。

続いて、項目2の質問の再質問に移ります。

(1)の運用スケジュールについて、ご説明いただきましてありがとうございました。保護者の方からも、コロナ禍が2年も続いている中、特にオンライン授業の体制が進んでいないという心配の声が度々上がっております。保護者に対しても、タブレット学習を含めた学習進捗状況や今後の予定について、丁寧な説明を定期的をお願いしたいと思います。

(2)の再質問をさせてください。前回の一般質問の答弁で、オンライン通信の体制が整えば、不登校など事情により登校できない児童・生徒への生活支援や学習支援も考えられておるとの答弁をいただきました。こちらの答弁の再確認になりますが、現在オンライン体制が整ってきているとのことで、これは学校が臨時休業のときに限らず、通常登校で学校運営が行われている際であっても、不登校生徒へ個別にオンラインでの支援を受ける機会は現在与えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 事情により登校できない児童・生徒に対してのオンライン授業については、ガイドラインにその取扱いを示してあり、既に実施している学校もございます。事情により登校できない児童・生徒に対し、オンラインで健康観察を実施したり、黒板の映像を配信したりして、授業に参加できるようにしております。

今後、当該児童・生徒の心理的な状況や希望を十分把握し、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習指導として、必要に応じて取り入れる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。それが確認できてよかったです。

では、具体的な運用の仕方について再々質問します。現在定期的に学校から子どもたちへ配られる学校生活についてのアンケートがあるかと思います。こちらは、紙にお子さん本人が記入もしくは保護者がお子さんに聞き取りの上記入し、封筒に入れて学校が回収する方法ですが、中には、誰に見られるか分からないから怖くて記入しづらい、そんな声もあります。センシティブな内容ほど打ち明けづらい。先ほど宮内議員も取り上げてくださったヤングケアラーなどの問題は、先生が見ることができる範囲では気づけないことも多くあるのではないかと考えております。

そういったことに対応するため、現在、児童・生徒一人ひとりに支給されているタブレットからアンケートを回答できるようにしたり、何か緊急でトラブルなどが起きた際や、お友達のこと気づいたことがあるといった場合に、周りに知られずに通報や相談が可能なアプリケーションを導入することを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 現在学校では、アンケートの質問内容によって、紙面または携帯電話やタブレットなどのＩＣＴ機器により調査を実施しております。例えば、年度末に実施する学校評価アンケートでは、保護者を対象とした調査で紙面による調査が８校、携帯電話やタブレットなどのＩＣＴ機器による調査が１２校となっております。また、児童・生徒を対象とした調査では、紙面による調査が１３校、タブレットによる調査が７校となっております。

今後、紙面による調査や、タブレットなどのＩＣＴ機器による調査を使い分けながら、各種アンケートの目的に応じた方法で実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） 分かりました。よろしくお願いいたします。

タブレット学習をはじめＩＣＴ教育に関しては、学校の先生もこれまでになかった作業が増えて、業務量が増えているのではないかと心配しているところです。学習プリントのペーパーレス化や採点の自動化など、先生方の業務の軽減につながるようなことにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、このデジタル社会において、誤った情報をうのみにしたり自分が無意識に加害者にならないためにも、学習をする中でデジタルリテラシーやネットリテラシーを、子どもたち

には早くから身につけていくべきと考えます。答弁は結構です。ありがとうございました。

次、項目3に移ります。（1）の再質問です。

令和3年4月現在、女性の管理職の割合が23.7%ということで、令和5年度までに30%の達成は可能なのか。困難だとすればどのようなことが要因か、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 現時点では、令和5年度の目標値30%までは程遠いのは確かでございます。政府におきましても、当初2020年度までに指導的地位に女性が占める割合を30%とするとしていた目標を、2020年代の可能な限り早期に30%程度とするという目標に修正しております。

まず、市の達成困難の要因の分析は難しいのですが、例えば、管理職のうち副主幹級に絞った数値ですと、女性は36.9%のデータとなっております。副主幹から副課長、課長職へと昇格するわけでありますが、最近5年間で定年前に退職してしまう女性管理職が10人おりまして、現在、その女性の課長職が1名という状況につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

班長職に当たる女性が36.9%ということで、副課長、課長職の中で著しく女性の割合が少ないことが要因ということが分かりました。

再度質問になりますが、副課長、課長職になられる女性職員が少ない、女性管理職の方が早期に退職される要因は何でしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 女性の早期退職の理由についてであります。退職者に対しまして具体的な聞き取りなどを行っておりませんので、要因などを分析することは難しい状況となっております。

女性活躍推進法が施行されて6年あまりが経過しているものの、いまだに家事は女性が行うという慣例、また意識が根強く残っていることや、男性よりも女性のほうが家庭と両立が難しいと思う傾向が強いことから、早めに退職してしまうものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

ご答弁いただいたとおり、家事や育児、介護といった、家族の誰かが担わなくてはならないものは女性がやるべきものといった意識が根強く残っているかと思えますし、女性本人がそうするのが当たり前、適切だと考えることも多いのかなと考えます。

また、女性課長が現在たったお一人だということも、精神的な面でも男性に比べて一層のご苦労があるだろうと想像します。もっと女性をエンパワーメントできる環境をつくっていただきたいと考えます。

続いて、（２）今後の取組について再質問をさせていただきます。

市職員の育休制度の取得状況や、その他取組についてお伺いをいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、まず育児休暇の取得状況についてになります。女性は100%で、男性は9.5%になっております。

そのほかの取組といたしましては、育児休暇取得後に職場へ復帰した後も、一定期間ではありますが、育児のための時短勤務を可能とし、時間外勤務などにも制限をかけるなど、仕事と育児が両立できるよう様々な支援制度を設けております。職員の子育てに対するさらなる意識の向上と、安心して子育てができる職場づくりをさらに推進するため、対象職員に対しまして育児休暇制度を周知し、取得促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

本市においても、具体的には数字をお聞きしておりませんが、職場内結婚のケースも多いとお聞きします。人員の確保の面で非常に厳しいということは承知ですが、男性職員の育休取得状況が9.5%、10人に1人満たないというのは、奥様が専業主婦という場合があることを考えても非常に残念な数字です。

女性職員の働きやすさや様々な選択肢を増やすことにつなげるためにも、男性職員が育児に充てられる時間を確保できるようにすることで、子育てを夫婦一緒に両立しやすく、子育てで休むことに負い目を感じない、男女ともに昇任に影響しない職場環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。

再々質問としまして、以前の一般質問において、職場内のハラスメントに対して、職員向けのカウンセリングや相談窓口を用意しているとの答弁をいただいております。未然の予防としての対策は具体的にどのようなことをされているか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 職場におけるパワハラやセクハラなどのハラスメントに対する防止対策といたしまして、平成24年度から平成29年度にハラスメント研修を実施いたしました。その後に管理職や若手職員も入れ替わってきていることから、本年度からハラスメント研修を再開しております。また、各課には可能な限り複数の女性職員の配置をしており、総務課の職員班にも女性職員を複数配置し、職員からの様々な相談にも対応できるように努めております。

今後も、男女を問わず働きやすい、働きがいのある職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。では、引き続きよろしくお願いいたします。

初めに述べました本日の国際女性デー、今年のテーマは「持続可能な明日に向けてジェンダー平等を今」です。今変わらないと今後も変わりません。引き続きこれからも、SDGsの目標の一つでもありますジェンダー平等の観点から、声を上げてまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、井田孝でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第1回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、天神公園について質問いたします。

(1) 旧市役所跡地、天神公園の計画についてお聞きします。

新庁舎を建設したことにより、その代替の公園として旧市役所跡地を整備するということが、その計画の詳細をお聞きします。

質問事項2、市長との市民懇談会について質問いたします。

(1) 合併当時、市長と市民との懇談会が行われていましたが、米本市長は、市民の意見を聞く懇談会を開く予定はあるかをお聞きします。

1回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、2の(1)合併時、市長と市民の懇談会が行われていたが、市長は市民の意見を聞く懇談会を開く予定はあるかに答弁申し上げます。

市では、合併時から平成30年度まで、小学校区または地域ごとに、広く一般市民を対象とする地区懇談会を開催しておりました。令和元年度からは、地域の課題やニーズを各区の代表の方々を通じて把握するため、名称を地域意見交換会に変更し、開催しております。

令和2年度以降も同様に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を見合わせております。

多くの市民参画の機会を設け、対話による開かれた市政を行うことは、チーム旭によるまちづくりを推進する上で必要不可欠なことと考えております。ワクチンの追加接種が進み、日常生活が回復しましたら、豊かな旭を次世代へつなぐためにも積極的に対話集会を実施したいと考えております。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私からは、天神公園について、旧市役所跡地天神公園の計画について回答いたします。

天神公園の詳細な計画内容はまだ決まっておりませんが、都市計画決定時の施設概要は、園路、広場として舗装・張り芝、修景施設として高木・低木・植栽、休養施設としてベンチ、便益施設としてトイレ、管理施設として駐車場、その他マンホールトイレの設置などを予定しておりました。公園施設整備の詳細な内容につきましては、今後施設の設置を計画する段階で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、まず質問事項1、（1）について再質問いたします。

旧市役所の周りは旭二中の生徒の通学路となっています。西側の道路では、踏切が閉まると自転車通学の生徒が横に並んで待っているところを見かけます。踏切が開いた後は、自動車は自転車を避けるように通行しなければならず、かなり危険な状況となります。公園の設計がこれからであれば、旧市役所跡地の西側の道路沿いに、自転車や歩行者が安全に通れる歩道のようなものを計画に入れることは可能でしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 天神公園につきましては、西側及び南側の道路沿いの敷地をセットバックした区域について都市計画決定をしていることから、西側道路境界よりセットバックして確保されたスペースを含めた土地の有効な活用方法について、第二中学校の生徒の通学時の混雑を解消し、安全な通行ができるよう、適切な整備計画を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

質問事項1、（1）について再々質問いたします。

同じく西側の道路ですが、道を挟んで反対側に天神様があって木々が生い茂っており、道路自体も緩やかなカーブとなっているので、大変見通しが悪くなっています。日が暮れると一層危険な場所となり得ます。通路をつくることと併せて、街路灯などを計画に入れることは可能でしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 旧庁舎敷地内の西側道路沿いには屋外灯がありますが、旧庁舎撤去工事を行っていた間、消灯しておりました。屋外灯へ再接続するための電気工事も完了し、現在は点灯しております。

西側道路沿いの照明灯につきましては、さきの質問にもありました通行スペースの確保と併せまして、今後、施設の設置を計画する中で適切な設置検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 歩道、街灯ともに前向きな検討をよろしくお願いします。

最後の質問になりますが、計画はまだできていないとのことですが、代替公園の概略の工程を教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在のところ、詳細な実施年次につきましては決定しておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） ありがとうございました。なるべく早期の完成を願っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、質問事項2、（1）について再質問いたします。

みらいあさひに商業施設が開業することで、人の流れが変わることを懸念する地元商店街の方々の声や、学校の再編に不安を抱く地域の方々の声を耳にします。それに加え、コロナ禍により市民の皆様も自身の生活に不安を持っている中、市長が市民の意見を聞く懇談会を開くことは大変重要であると考えております。ぜひ前向きに検討していただきたく思い、いま一度、米本市長の意見をお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） コロナ禍ではありますが、市ホームページやSNS等を通じて、市民や各種団体等に対して、市の計画や施策等をより分かりやすく情報発信することで、市政への関心を高め、投稿を含め、より手軽に意見や提言等を出せる場を活用し、いただいた意見等を市政に反映していきたいと考えています。

対話集会につきましては、具体的な実施方法等は今後の状況に応じてとなりますが、基本的には、これまでと同様の地域意見交換会として実施を予定しております。加えて、旭市の将来を担う世代との対話として、新成人となる世代である高校3年生を対象とした座談会や、来年度から開催予定の、二十歳のつどい実行委員との座談会等を実施したいと考えております。様々な立場や世代の意見を取り入れながら市政運営に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 前向きな意見をいただき、ありがとうございました。実現できることを心より願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 皆さん、こんにちは。議席番号9番、島田恒でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私からは3項目の質問をさせていただきます。

令和4年が明けまして、いまだコロナウイルスの感染症については予断を許さないと、このような状況が続いております。丸2年以上になりますでしょうか。この状況は社会にも経済にも大きな影響を及ぼしている、そういうことは既にご周知のとおりでございます。

そしてまた、いわゆる社会の取組として、SDGsと言われる持続可能な地域づくり、まちづくりが、ありとあらゆる業種で取り組まれています。本市においても、恵まれた環境を生かした地域の活力ある発展、それとともに環境にも配慮した施策への取組が望まれているところでございます。

今回は、基幹産業であります農業の抱える課題あるいは環境問題も併せて、今後の取組について質問をさせていただきます。

まず1項目めです。農産物の収穫後の残渣の取組でございます。

この問題は、生産農家にとっても、その処理方法について大変苦慮している問題かと思えます。本市の取組について伺いをいたします。

2項目めといたしまして、畜産の家畜のふん尿処理の取組についてでございます。

本件につきましては、畜産農家が経営の中でも、あるいは環境問題としても大変苦労されている、対策を行ってきている事業であります。ふん尿処理の問題点、それから堆肥化あるいは臭気に対する対応など、本市のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、3項目めです。バイオマス産業都市への取組ということで、これは農林水産業の事業で、地域のバイオマスを活用した産業の創出、それから地域循環型のエネルギーの強化

によって、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しい、そして災害に強いまちづくりを目指すと、そういうコンセプトでございます。

このような事業への取組などについてお伺いいたします。

質問については、以上3項目であります。

再質問につきましては、質問席で行いたいと思いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、まず1の農作物の残渣について、農作物収穫後の残渣の取組についてお答えいたします。

キュウリ、トマトの残渣については、ハウスの外で堆肥化してから畑にすき込み処理している農家が多いようです。また、自分で処理施設に持ち込んだり、収集業者に依頼して処分している農家もあると聞いております。市では、野焼きや不法投棄につながらないよう、県や農協と連携して適正な処理のご協力をお願いしております。

2の家畜排せつ物について、家畜のふん尿処理の取組について回答いたします。

市の取組としましては、令和元年度から、畜産農場内の臭気対策を促進することを目的に、実証実験事業として畜産環境フレッシュ事業を実施しております。この事業の概要ですが、市街地周辺の養豚農家に、家畜排せつ物の臭いの軽減効果のある飼料添加剤や、農場からの臭いの排出を抑制する効果のある取組を支援し、消臭軽減効果を確認するというもので、県の農業事務所や畜産総合研究センターに協力をいただき、実施しております。実証実験につきましては本年度で終了し、令和4年度から市内全ての畜産農家を対象に拡大して実施する予定であります。

このほか、臭気対策に活用できる県の補助事業としまして、さわやか畜産総合展開事業がございます。この事業は、家畜排せつ物を堆肥化する施設や、堆肥利用の促進に関する機械の整備に対する支援となっているものでございます。

続きまして、3のバイオマス事業について、（1）バイオマス産業都市への取組について。

バイオマス資源の利活用については、平成19年度に策定したバイオマスタウン構想の中で、家畜排せつ物の堆肥化や、食品残渣を液状化し畜産飼料とするなどの取組を計画していました。この構想については、現在既に堆肥化や食品残渣の利活用について実施しており、おおむね目標を達成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 丁寧なご回答ありがとうございました。

それでは、1項目めの野菜の残渣の処理ということで、再質問させていただきたいと思いますが、野菜の残渣の処理についてお答えいただきましてありがとうございます。現状では、野菜の残渣についてはどうやって処理するのかという、農家の皆さんの課題になって、そのとおりでございます。例えば収穫後に残った、先ほどお話にありましたようなキュウリあるいはトマトなどの茎ですとかつるなどの残渣、これは焼却処理をほ場で行えばいわゆる野焼きということになり、一定程度制限されているということになります。それから埋設、土に埋めるということですが、これも病虫害の抑制あるいは駆除という関係上、なかなかできないということです。

そうすると、このような残渣については、くくりとしては産業の廃棄物ということになるんですが、クリーンセンターなどでは、こういう残渣については、よく乾燥させたり異物を取り除くという形で受け入れることができるということになってはいますけれども、やはり排出量の問題や作業にも大きな労力がかかるということでございます。

現実的に、どのような処理が適正かと、取り組んでいくべきか、市としての指導方針等があればお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 残渣の処理につきまして、堆肥化してから農地に戻す方法のほか、現在はハウス内で裁断した残渣に添加剤を加え、病虫害を死滅させてすき込むなど、省力化を図る方法も開発されております。市内で取り組んでいる農家もあるようでございます。

このような農家の取組を応援するため、関係機関と連携して有効な利用方法の情報収集に努め、省力化による適正処理の推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 農家の皆さんにとって一番労力的に負担の少ないのは、ほ場での焼却処理だと思います。病虫害も防げるし。しかしいわゆる野焼き、これについては特に市街地では環境問題からも適切ではないということは、十分理解できることです。

しかしながら、現実には農家の皆さんにとっては、処理の問題は経営の大きな負担になると

ということもございます。具体的に、焼却したときの煙の問題等にもなると思いますが、処理そのものを考えれば、一定の焼却は環境に影響を及ぼさない範囲で可能ではないかと考えますが、やはり周辺への環境問題、影響を考えると、なかなか困難かと思えます。

政令においては、廃棄物処理法ということになると思いますが、これによつては原則禁止。ただし、農林水産業を営むためにやむを得ないとして行われる廃棄物の焼却、具体的な事例としては、農地の管理ですとか、あぜの病害虫駆除ですとか、農産物の残渣、あるいは用排水路等を除草した後の刈り草の焼却ですか、そういうものについては例外となっていると思います。

現実の運用としては、やはりそれをどこでやるかということにもなると思いますが、やはり市街地あるいは住宅地などの地理的な問題なのか、現況について分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農作物の収穫後の残渣の処理につきましては、今議員の説明がございましたように、やむを得ない場合という以外、処理ができないというようなことになってございますので、現状として、ハウス内でのキュウリ、トマトの残渣というものを野焼きといいますか、その中での範囲で処理するということは難しいと考えております。

先ほどお話がございましたように、東総のクリーンセンターのほうで、野菜とビニールとか、プラスチック類を分けた中での処理は可能ということでお聞きしていますので、なるべくそういった処理施設のほうでの対応をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

こういう農業由来の農産物野菜残渣の処理問題というのは、周囲への環境の問題がある一方で、農家の方々にとってはその労力に大きく関わる問題になってきます。環境に配慮しながら適切な処理を合理的に行える具体的な方法というんでしょうか、指導というか、積極的に検討いただきたいと改めて強く要望いたしまして、1項目めの質問を終わりにさせていただきます。

次に、2項目めの質問に移らせていただきます。家畜のふん尿処理の取組についてでございます。

これも、先ほどの野菜の残渣の処理などの質問と関連するわけでありますけれども、環境問題として畜産のふん尿、例えば一番問題なのは臭気の問題かと思っておりますけれども、問合せの件数ですとか苦情とか、そういうものがあるとすればどれぐらいの件数があるのか、またその内容などについて、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 畜産関連の臭いに関する苦情でございますが、苦情の件数として今年度1月末現在で10件ございました。苦情の内容としましては、畜産農場や関連施設から出る臭いや、畑に散布されました堆肥の臭いによるものとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） これも大変デリケートな問題で、畜産農家の方々は、このふん尿処理問題などについては自分の経営課題として長い間、本当に長い間懸命に努力して、その対策にもずっと心を砕いてきたところであります。それでもなお、地理的な問題ですとか、あるいは風向きの問題ですとか、さらには季節の問題。もっと言えば処理の方法というんでしょうか、によっては周辺の影響もあるのが現状でございます。

本市の第2期の総合基本戦略の、農畜産物の生産振興の施策の展開項目の中に、さわやか畜産総合展開事業とありますけれども、周辺の環境改善に必要な施設の整備あるいは排せつ物処理施設等の機能向上整備を支援しますとあります。本年度の予算の中でも幾つかの事業として計上されているのは、大変心強く感じております。

畜産農家にとっては、ふん尿処理というのは基本的には経営の中ではコスト、費用ということになり、その対策も積極的に取り組まれているところですが、本市の今後の取組、具体的な支援策についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 畜産のふん尿につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、適正に管理するとともに利用を促進することとされております。畜産農家は、国や県の補助事業で設備や機械を導入しながら、家畜ふん尿の適正な管理や有効活用を進めており、最終的には堆肥利用として利用されております。

また、事業を取り入れた中で新しい取組としまして、市内の養豚農家では、豚のふんを臭

いの少ないペレットという粒状に加工し、耕種農家が農地に散布しやすく、保管も運搬も容易にできる堆肥化づくりを目的とした施設整備も行っております。

今後とも、国・県等のいろんな事業の情報等を把握した中で推進を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

畜産のふん尿についても、これはいわゆるバイオマス資源というんでしょうか、生物由来資源と捉えることができるわけです。家畜のふん尿の再利用ということで、そういう再利用というものについての本市の計画、あるいは将来の具体的な計画というのはございますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○議長（木内欽市） 会議を再開します。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 現在、家畜のふん尿につきましては、先ほどもご回答させていただきましたように、畜産農家において堆肥化の事業によりまして、堆肥化が進められております。現在、堆肥化の事業のほかに、市としましては予定はございませんが、今後とも畜産農家での堆肥の有効利用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今お答えいただきました堆肥化ですとか、耕種農家、水田農家に供給するということです。ペレット化して保管あるいは運搬を効率的に行えるような、そのための施設整備などぜひ積極的に進めていただきたいと思いますし、このような耕畜連携というんでしょうか、さらなる再利用は、本市における今後の農業の大切な取組かと思います。

個別のふん尿処理、集中的な施設による再利用ですとか、最近は環境問題からこのバイオ

マスと言われる生物資源の再利用、あるいは再生エネルギーへの取組などが注目されております。この畜産のふん尿処理の問題を、農業の負の課題として捉えるということではなくて、生物資源あるいは再生エネルギーとして捉える、様々なそういう潮流も起こっております。

将来に向けての持続可能な農業という意味合いからも、積極的な検討と本市の総合基本戦略に基づいた施策の展開をお願いしながら、次の質問にも関連してきますので、2項目めの質問を終わりにさせていただいて、最後の質問に移らせていただきます。

最後の、3項目めの質問でございます。

バイオマス産業都市への取組ということで、このバイオマスの活用計画というのは、先ほどの野菜の残渣、あるいは畜産のふん尿処理と大きく関わる部分もあるんですけれども、これらの資源を活用している事例は日本全国数多くありますけれども、畜産の盛んな旭市は全国屈指の市であります。バイオマス資源の利活用の検討などの経過はありますでしょうか。もしあれば、その内容などをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 畜産業が盛んな旭市で検討をということですが、現状ではほとんどの畜産農家が家畜ふん尿を堆肥化し、有効利用に取り組んでおります。新たな資源活用の検討は、現在のところ行っておりません。

他市の先進事例については、今後も情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

食品残渣の利用ということでは、今お答えいただいたような、市内の養豚農家はその飼料、餌ですけれども、については、いわゆる液状化したリキッドフィーディングなどとするすばらしい事例がありますけれども、そのほかの活用事例、野菜の残渣ですとか食品残渣、畜産のふん尿、さらには伐採した間伐材などの様々な資源を利用した、いわゆるバイオマス発電というような事例もございます。

ほかの市町村でもたくさんありますけれども、農業の盛んな本市において、そのようなバイオマス発電等の検討はこれからする予定があるのか、しないのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） バイオマス産業都市につきましては、平成25年から公募が始まり、令和3年12月現在、全国で97市町村が国の認定を受けており、関東では5市町村、県内ではゼロとなっております。この認定には、県や他市町村、民間団体などの共同体で、バイオマスを活用した発電などによる産業化が必要となるものです。

市としましては、現在堆肥化が進んでおりますので、検討を開始する予定はございません。以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今のところ検討を開始する予定はないというお答えでしたけれども、これについてはその結論を拙速に出すことなく、前向きに前広に検討いただきたいと思います。

旭市では、平成19年にバイオマスタウン構想というものが設定されているかと思います。私の今申し上げているバイオマス産業都市と、内容的にはほぼ同じような内容であるかと思います。このバイオマス産業都市というのは地域の特色を生かした、つまり生物資源など、先ほど来お話ししておりますバイオマスを軸とした環境に優しくて災害に強いまちと、そういうコンセプトであります。本市にとってはまさにうってつけの事業であろうかと思います。

お答えいただいたように、全国で97市町村、昨年12月末だと思えますけれども、指定されております。千葉県ではゼロということになります。バイオマス資源というのは、例えば木質チップ、木くず、竹、先ほど質問させていただいたふん尿、野菜残渣、それから食品残渣、ありとあらゆる生物資源が含まれると。こういう生物由来のものは全てということになります。例えば、バイオマスを利用したバイオマス発電事業などはその中心になりますけれども、そのほかに、発電に発生した熱の利用、下水道の汚泥利用、ふん尿、食品廃棄物の堆肥化なども含まれております。

資源の再利用で一番大切なのは、地域の中の資源の循環、地域内循環だと考えております。こういう考えは、かつては昭和の時代というか、それ以前もそうですけれども、年配の方々、皆さんご存じかと思えますけれども、全てそういうものは燃料資源だったり、あるいは肥料という長い長い歴史があります。こういった生物資源が、今はある意味厄介者と。産業廃棄物のごみとして、費用をかけながら処理しているのが現状であります。そういう様々な環境への負荷と、これからは地域の課題となって、我々に重くのしかかってくるということになるかと思えます。

このバイオマス産業都市構想というのは、まさしくそういう諸課題を前向きに解決する起

点となっていくものだと考えております。本市の基幹産業である農業だけでなく、水産業、食品産業など地域の特性を最大限に生かし、まさに持続可能なまちづくりそのものであろうかと考えております。

このような事業化に当たっては、産官という連携というのが必要になってきます。加えてそこに学、例えば大学ですとか、さらに言うならば金、金融機関、そういう加えた共同事業体、コンソーシアムといいますけれども、そういう取組が行われています。この4月に開業されるイオンタウンも、そういう一形態であろうかと思えます。

本市においても、平成19年の、先ほど申し上げましたバイオマスタウン構想も一定の成果は、すばらしい成果を上げております。これをさらに進めて、積極的にこのバイオマス産業都市というものも、具体的に検討を行っていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を閉じさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、永井孝佳です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私からの質問は3点になります。粗大ごみについて、ふるさと納税について、ロケの誘致について、質問させていただきます。

まず、大きな1番の粗大ごみの回収についてです。

昨年の4月1日からごみ袋が変わり、粗大ごみのステーション回収がなくなりました。住民から、とても不便になったとお声をいただいております。近隣市より便利だった制度を廃止した経緯を教えてください。

続きまして、(2)の粗大ごみの回収方法についてです。ほかの市ではどのような方法で回収しているかをお伺いいたします。

続きまして、大きな2番の(1)ふるさと納税の寄附額の目標についてです。

議案質疑のときに1億5,000万円とお聞きしておりますが、本当に1億5,000万円が目標でいいのでしょうか。もっといけると思うんですけれども。

ふるさと納税の1位の自治体は宮崎県の都城市です。人口は16万人と旭市より多いんですけれども、この都城市は135億円、ふるさと納税があるそうです。2は紋別市、人口2万3,000人で133億円。3位は人口2万7,000人の根室市で125億円です。上位の市の共通点は、返礼品が肉、海産物、フルーツという点で一致しております。

旭市は、肉もフルーツも海産物も全部持っています。農業産出額が全国6位ですし、豚肉は全国2位です。豚肉の全国1位はどこかという、先ほど紹介しました宮城県の都城市が豚肉の1位なんですね。1位の都城市は135億円。豚肉生産額2位の旭市は、ふるさと納税額の目標額は1億5,000万円。もう少し目標を高く掲げてもよいのではないのでしょうか。見込みは1億5,000万円のままだでもいいんですけれども、心の中の目標を2億円ぐらいにしてもいいんじゃないかと思います。ご見解をお伺いします。

続きまして、大きな3番の(1)ロケツーリズムについてです。旭市にロケを誘致するための事業だと認識していますが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

(2)としましては、ロケツーリズムの結果、どのような経済効果があるのかをお伺いします。

以上が1回目の質問になります。

再質問からは質問席から行わせていただきます。

○議長(木内欽市) 永井孝佳議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長(高根浩司) それでは私のほうからは、最初に大きな1番の(1)粗大ごみの回収についてお答えいたします。

ごみの分別方法及びごみの回収方法などにつきましては、ごみ処理の広域化に向け、東総

地区広域市町村圏事務組合における廃棄物減量等推進審議会、こちらの答申結果を踏まえまして、構成する3市、銚子市、旭市、匝瑳市、こちらで協議をしまして、また組合議会でご承認をいただきまして、現行のルールに足並みをそろえ統一したものでございます。

続きまして、(2)粗大ごみの回収方法について、他市の回収状況についてお答えいたします。

近隣市の香取市についてですが、粗大ごみはごみステーション収集と自宅への戸別収集による回収となっております。なお、自宅への戸別収集については、利用者が佐原環境リサイクル協同組合、こちらに申し込みまして、組合に加入している一般廃棄物の収集運搬許可業者が回収する形となっております。

また、山武市と東金市は、それぞれ粗大ごみのごみステーションによる収集はなく、自宅への戸別収集による回収となっております。なお、自宅への戸別収集については、申込み制により専用のステッカーや納付券を添付する形で、市や環境クリーンセンターが窓口となり回収を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、まず大項目の2、ふるさと納税について申し上げます。

寄附額の目標についてですけれども、まず、この1億5,000万円という目標を設定した経緯をお話いたします。

私ども旭市は、本格的には平成28年度にこのふるさと納税制度を始めました。初年度は1,800万円ほどの寄附でした。それから4年間かけまして、令和2年度、昨年度が7,300万円まで伸びております。すなわち、4年かけて4倍になっているということになります。それで、今年度、令和3年度ですが、これが2月末現在で初めて年度ベースで1億円を超えてきております。この1億円をベースにしまして、新たな返礼品の追加ですとか、あるいは企業版ふるさと納税の導入ですとか、そういう新しい試みを入れた中で、5割増の1億5,000万円ということに設定したわけでございます。

少ないんじゃないかというお話ですけれども、実は私もひそかに頭の中では2億円をもくろんでいまして、それに向けて返礼品の充実ですとか、そういうことにどんどん取り組んでいきたいと思っています。

それと、大きな3点目、シティプロモーションについてですけれども、まず、ロケツアー

ズムの概要ということでございます。

ロケツーリズムとは、映画やドラマのロケ地を訪ね、風景や食を堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンになっていただくことで地域の経済効果を上げるとともに、観光客や移住者を増やすことを目的としております。また、ロケを受け入れることにより、シティブランドの向上やシビックプライドの醸成などの効果もあると言われております。

次に、ロケツーリズムの経済効果ですけれども、ロケを誘致することで、ロケ隊による宿泊あるいは食事など地域への直接的な経済効果、作品中に使われた商品が売れたり、ロケに使用した場所が人気になるなどの間接的な経済効果。あとメディアやネット等への露出を広告宣伝費と捉えた、まさにシティプロモーションとしての効果などがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） それでは、粗大ごみの問題から再質問させていただきます。

旭市、銚子市、匝瑳市で足並みをそろえて統一したことによって回収がなくなったということですが、粗大ごみの回収事業だけでも旭市単独で復活することは難しいのでしょうか。再開しようとした場合には何が問題になるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみ処理の広域化においては、3市でごみの分別区分、収集方法、ごみ処理手数料などのルールを統一しております。これまでの経緯を踏まえますと、現状で粗大ごみの収集を旭市単独で実施することは難しい状況でございます。

また、現行の収集体制で粗大ごみの収集を行う場合、収集車両の増車など大幅な見直しを伴いますので、対応は難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 3市でルールや手数料を統一していますけれども、回収方法までは完全に合わせる必要ないのかなとも思うんですが、今そういうふうになっているので仕方ないとは思いますが、ただ、予算さえあれば増車は可能なんじゃないかなとは思いました。

これからは高齢化が進み、運転免許証の返納も推奨されています。核家族化が進む中で、車がないと大きなごみが捨てられないというのは大きな問題だと思います。お年寄りの家には、今まで以上にごみが放置される未来につながってしまうと思います。集積所回収は難し

いというご回答ですが、住民の利便性や交通弱者へのご配慮を考えていただきたいと思います。

ちょっと角度を変えて再々質問になりますけれども、粗大ごみの回収をやめたことによって、年末の中継施設がより混雑しないかを懸念しているんですけれども、見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 昨年の年末につきましては、これまでのような大きな混乱は見られませんでした。これまで年末12月の1日当たり、最大で700台程度あった搬入台数は、ごみ処理広域化後の昨年12月では、最大でも1日当たりが330台と減少しております。

今後も、年末にごみの搬入が集中しないよう、事前に広報紙や市のホームページにおいて周知啓発を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 昨年末は例年より少なかったということで、よかったですと思います。旭市の中継施設の周りが大混雑するというのは心配しておりました。今後ご留意をいただき、周知及び啓発をよろしくお願いいたします。

それでは、（２）に進ませていただきます。

近隣市の回収方法ですけれども、戸別回収をしているところがあるようですけれども、ぜひ近隣の方法なども参考にいただき、旭市にとって何が最適かをご検討をお願いしたいと思います。現在の旭市の対応ですと、粗大ごみを自分で搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してくださいと案内がございました。そして旭市のホームページで許可業者を調べましたところ、14社出てきました。

どこに連絡してよいか分かりづらいですし、そこで再質問になるんですけれども、依頼先をもう少し分かりやすくできないでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 旭市で許可をしている一般廃棄物収集運搬許可業者は、議員のおっしゃるとおり14社ございますが、市内の粗大ごみ回収に対応できる業者を整理しまして、分かりやすい形でホームページに掲載するなどの対応を考えていききたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ホームページの分かりやすい記載、よろしく願いいたします。

あと、車を持っていない世帯はインターネットも使わない場合が多いと思います。分別表や収集カレンダーなどに粗大ごみの収集業者の連絡先を記載していただけると助かると思います。

業者に連絡するときの一つ問題があると思うんですけども、料金が分からないことです。だいたいの目安が分かれば電話しやすいんですけども、全く目安が分からないとちょっと電話しづらいと思います。自分なんかも、飲食店で時価とかと書いてあるとちょっと頼みづらいので、何ですかね、1,000円から3,000円までとか、ちょっと目安をいただくと電話しやすいのかなと思います。

と思うんですけども、こちらの料金の目安をつけていただけることはできないでしょうかというのが質問です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 一般廃棄物収集運搬業の収集運搬に対する料金につきましては、許可業者ごとの設定になっておりますので、目安として取扱料金を掲載することは、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 複数の業者がいるので、料金の目安は難しいのかもしれないんですけども、1,000円から3,000円とか、その程度の幅でちょっと目安をつけてもらえると使いやすいのかなと思います。

いろいろいちゃもんをつけましたけれども、一番言いたいのは、車を持っていない高齢者世帯を配慮してほしいということです。年金暮らしで独居世帯は生活がとても大変です。今まではゴミ袋を一つつけば回収していただいた粗大ごみが、結構大きな費用がかかるとしたら死活問題です。

そこで、4回目の質問ですが、運搬手段がない高齢者だけでも戸別回収できないかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 高齢者世帯の増加が見込まれる中、運搬手段がない方などへの対応については、今後取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。一般廃棄物収集運搬許可業者の紹介だけでなく、他の方法についても、他市の事例等も参考にしながら研究していきたいと思います。

また、粗大ごみの回収については3市共通の課題でもありますので、東総広域の構成3市でまた調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。

粗大ごみの問題とかごみ問題というのは、市民からとても多く問合せがございますので、ぜひぜひ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2番目の（1）ふるさと納税について再質問させていただきます。

課長から、平成28年は1,800万円、令和2年ですか、3年は7,300万円と。その推計で、この1億5,000万円というのが設定されたということで、気持ち的にはもっといけるんじゃないかという、心強いとか力強いお言葉をいただきましたので、ぜひぜひよろしくお願いいたしますんですけども、旭市のポテンシャルというのは、10億円でも可能だと思うぐらいだと思っております。

現時点ですぐに税收を大幅に増やそうとしたら、ふるさと納税しかないと思います。返礼品や手数料などが半分ぐらいかかりますけれども、逆に、10億円寄附いただければ5億円が、予算が増えるということになります。しかもひもがついていない予算になりますので、数億円が入れば大きな事業ができるんじゃないでしょうか。そこでまた知名度を上げる事業や魅力的な商品を生産する事業につながって、それによって、さらにふるさと納税が増えるという好循環になっていくんじゃないでしょうか。

旭市の明るい未来は企画政策課にかかっているといっても過言ではないと思います。ぜひアグレッシブに挑戦していただき、ぜひともがんがんふるさと納税を勝ち取って、奪い取ってほしいと思います。

中でも、先ほども言いましたけれども、豚肉やイチゴ、メロン、シャインマスカット、海産物などの食べ物を前面に押し出している市が、ふるさと納税を多く獲得しているという事実がございます。都城市のような写真の撮り方や商品の設定なんかを参考に、いいところは

がんがんまねして目標を達成してほしいと思います。

再質問になりますけれども、魅力的な返礼品が一番大切なんですけれども、PR方法とターゲットも大事だと思います。どのような宣伝方法を予定されておるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それではお答えいたします。

まず、ふるさと納税ですけれども、こちらの大きな目的は、返礼品を通じまして全国に市の地場産品を知ってもらい、興味を持ってもらうきっかけづくりということが大切なことであると思います。

その中で、今ターゲットはというお話がございました。したがって、そういった目的から言いますと、特にターゲットはなく、広くなんですけれども、戦略的に言えば、やはり都市住民ということになるかと思います。

それと、ふるさと納税をしたことのある方の中には、本市の返礼品を気に入って毎年寄附をしていただけるリピーターの方もかなり数多くいらっしゃいます。今後も、旭市が寄附先を選んでもらえるような魅力ある返礼品の拡充に努め、その拡充についてサイトなどを通じて、先ほどおっしゃっていましたが写真の撮り方ですとか、そういったところも含めまして、魅力あるサイトを通じてPRをしていきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。

興味を持ってもらうために広く、ターゲットは特に決めずに広報していくことも大事だと思うんですけれども、あともう1点、ふるさと納税は、縁もゆかりもない市町村にも寄附できるんですけれども、本来の趣旨ですと、自分が生まれ育ったまちや住んでいたまちに寄附していただくことが一番だと思っております。

ということから再質問なんですけれども、転出される方にふるさと納税をお願いするのはどうでしょうか。例えば、転出届を出したときに、窓口で旭市の返礼品のカタログを渡したら効果があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 永井議員おっしゃるように、ふるさと納税本来の趣旨、始まったときの趣旨につきましては、生まれ育った故郷やお世話になった地域を愛し、応援しよう

とする個人や団体から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として各種事業を推進することにより、寄附者の地域に対する思いを具現化する。多様な人々の参画による活力あるまちづくりにすることを、これを大前提として始めました。ですけれども、いろいろと内容が変容してきました、今現在は実際には食べ物のお取り寄せのような感覚にはなっております。

でも、本来のそういった趣旨からしますと、永井議員おっしゃるように、転出する方にも何かの折にPRをすとか、転出時しかないと思うんですが。そういったことで、本市におきましても、本市出身の方や縁のある方が寄附を申し込めるような、そういったPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ぜひ効果的なPRを、ご検討よろしく願いいたします。

あと、転出といえは若者が多いと思うんですけれども、自分の同級生なんかを考えても、残っているのは半分くらいで、残りは市外だったり都会のほうに移り住んでいる人が多いと思います。そこで、その人たちに郷土意識を植え付けていくことが大事だと思います。それには教育とPRが大事だと思うんですけれども、郷土愛護の精神を育む教育は、ここではちょっと一言では語れないと思いますので今回は割愛します。

4回目の質問ですけれども、成人式みたいな二十歳の集いですか、そういったふるさと納税のカタログとともに、旭市の物産品を記念としてプレゼントするような企画はどうなんでしょうか。例えば、二十歳のつどいのときにイチゴとか、豚革を利用した地域ブランド、九十九里レザーを使用した印鑑ケースとか、そういった旭市を感じられるようなものを二十歳のつどいに差し上げるとか、そういうプランなんかはどうでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） いろいろな旭市の産品等のプレゼントをお渡しできればということですが、それに関しましては、ちょっとふるさと納税からは外れてくるのかなというのはありますけれども。ふるさと納税の、成人式などのPRということに関してお答えさせていただきます。

進学や就職で地元を離れた若い方が、生まれ育った旭市に恩返しをしたいと思えるような、返礼品もそうですけれども、こういう事業に使いますということで、なおかつそこに寄附を

することによって懐かしい返礼品が頂けるというような、そういう形に持っていくために、イベントなどを通じてPRできればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

旭市で育った若者が外に行っても継続的に旭市を応援してもらえるような仕組みに、それを積み重ねていけば、必ず旭市はよいまちになっていくと確信しておりますので、ぜひひ前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、大きな3番のロケツーリズムについて再質問させていただきます。

ロケツーリズムをやることによって、旭市のファンになってもらったり移住者を増やすという目的もあったと思います。ロケツーリズムは、市や民間がロケをしやすい環境を整えることによって、撮影を誘致するような事業だと感じているんですけれども、既に先行して成功している自治体があると思うんですけれども、そういう事例がございましたら教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 県内では、既に茂原市あるいはいすみ市がロケツーリズムを推進しております。特に今、茂原市が熱い状況です。茂原市では官民一体の撮影サポート組織、千葉もばらロケーションサービスを設立いたしまして、ロケーションサービスの充実した支援体制や市民の理解があるなどといったことが映像の業界に広まりまして、ロケの受入をスタートしてから2年で問合せが500件、実際の撮影実績は同じく2年で100件を超える人気のロケ地と、現在なっております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 千葉県でも、茂原市やいすみ市のような、市がロケツーリズムで成功をしているという事例を教えてくださいましたけれども、これは市民のサポートも必要ということは今、企画政策課の課長から教えてもらったんですけれども、再々質問なんですけれども、旭市が目指す方向性とかというのはありますでしょうか。例えば情報バラエティーとか、もしくはドラマとか映画など、どのようなジャンルを主に誘致したいかなどの目標などがあれば教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 他の自治体の成功事例を見ますと、映画、ドラマなどに限らず、アニメですとか漫画ですとか、様々な作品の受入れも行っています。

旭市の目指すところなんですけれども、特に作品によっては商店街や店舗など民間の施設での撮影が必要になる場合もあります。例えば、旭市で考えますと、景勝地である刑部岬ですとか九十九里浜ですとか、そういったところばかりが考えられるのではなくて、銀座通り商店街ですとか、そのようなところもロケに実際に使っていただけるように旭市全域で考えて、映画やドラマ、アニメや漫画にかかわらず、あらゆる映像作品ということで狙っていきたいと思っています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ジャンルにとらわれることなく、様々な媒体というか、様々な作品を誘致したいという、とてもわくわくする事業だと思うんですけれども、4回目の質問になりますが、この事業はいつ頃から、こういった形で始まるのか教えていただきたいと思います。あとは、窓口になるのはどこになるのかも伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず窓口になる、一義的にはしばらくは企画政策課ということになるかと思います。ただ、4月に、観光事業関係者をはじめ商工会、行政が連携し、官民一体となった協議会を立ち上げる予定でいます。その後、セミナーなどによるロケ受入れのキーマンとなる人材の育成、ロケ地情報誌、ロケーションジャパンというのがあるんですけれども、これへの記事の掲載。それや、映像制作者向けのロケ情報検索サイト「ロケなび！」というものがございます。そちらへも掲載をして、映像制作会社を招いての市内での撮影場所を探すロケハンツアーなどを、来年度以降実施していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） だいたい、ロケツーリズムがどんなものかはつかむことができましたので、（2）番の経済効果のほうに移りたいと思います。

ロケ地が、ロケ隊が来れば飲食店や宿泊施設など直接的な経済効果がまず考えられると思いますし、あとは旭市をPRするときに、例えば芸能人にこちらから宣伝をお願いしようとしたら莫大な費用がかかりますけれども、ロケに来ている芸能人に差し入れなんかをして、その方がSNSでつぶやいたことで様々な産品が売れたり、そういう効果も期待されるので

はないかと考えております。ロケを誘致しておもてなしをすることで、結果的に旭市の宣伝につながると、そういう事業だと理解しております。

再質問ですけれども、ロケ隊をおもてなしするのに行政だけではできないと思うのですけれども、民間はどのようにこの事業に関わっていくのかを教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 民間の関わりということですが、先ほど申し上げました4月早々に、今回の予算が通ればですけれども、4月早々に官民連携の協議会をつくります。これが、窓口はしばらくは企画政策課ということになるんですが、本体実行部隊ということになります。取りあえず来年度ですけれども、考えているのは、まずおもてなしの心といいますか、おもてなしの気持ちの醸成を図るというような形で、各種セミナーへの参加等を考えております。

具体的に申し上げますと、5回のセミナーに参加して、基本のロケ対応や活用、情報発信のノウハウを学び、映像制作者とのマッチングや1件以上のロケ実績をつくるというようなことを目標にやっていきたいと思っております。この1件以上のロケ実績をつくりますと、一般社団法人ロケツーリズム協議会というところが、映像制作者が安心してロケができる協力的な地域だということを保証する、LTCマークというものが認定されます。このお墨つきというのは、結構、映像制作者の方にとっては魅力あるものだそうです。まずはこの取得を目指して、全体的には3年を目途に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） セミナーとかでノウハウを学んで、そういう組織に認定してもらって、どんどんロケに来てもらうという計画ということです。観光やふるさと納税にもつながると思いますし、企画政策課のロケツーリズムとふるさと納税の両輪が旭市の推進力になっていくと思いますので、自分も精いっぱいこの事業を応援しますので、一緒に成功させましょう。

最後に質問ですけれども、すみません、市長にむちゃ振りしてもいいですかね。すみません、通告していないんですけれども、市長、来てほしい番組、もしくは来てほしい芸能人、どちらか一つでいいんですけれども、教えていただけると。駄目ですか。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ありがとうございます。

個人名や個々の番組ということではなく、日本全国、世界からもロケに来ていただきたいと、
このように思っております。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 模範的なすばらしい回答をありがとうございます。

そうですね、市長が喜んでもらえるような番組や芸能人ががんがん来てもらえるような旭
市にしていきたいと思いますので、ぜひご協力よろしくお願いいたします。

以上で私からの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたします。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は9日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 2分